

補償の内容

療養給付	必要な治療費全額
休業給付	療養期間中、特別支給金とあわせて１日当たり給付基礎日額の８０％の休業補償が支給されます。
障害給付	第１級から１４級まで、障害の程度に応じて補償されます。１級（給付基礎日額の３１３日分）から７級（１３１日分）までは年金支給、８級（５０３日分）から１４級（５６日分）までは一時金で支給され、特別支給金として１級（３４２万円）～１４級（８万円）が加算されます。
遺族給付 ①年 金 ②一時金	①給付基礎日額の１５３日分～２４５日分の範囲で支給されます。 ②一時金として給付基礎日額の１０００日分が支給されます。 遺族特別支給金３００万円が支給されます。
葬祭料	給付基礎日額の６０日分が支給されます。
傷病年金	療養開始後１年６ヶ月経過しても傷病がなおらず、障害等級に該当する障害が残った場合、第１級から３級まで、給付基礎日額の３１３日分から２４５日分の年金と一時金が支給されます。
介護給付	介護の費用として支出した額を、上限（常時介護１０４，９６０円）（随時介護５２，４８０円）を設け、その範囲内で支給されます。

○通勤災害の場合も一般の労働者と同様、上記の補償が受けられます。